

第4次熊本県健康食生活・食育推進計画～食で育む命・絆・夢プラン～概要

はじめに

(1) 策定趣旨

食育基本法に基づき、県民の食の現状を踏まえ、県民及び多様な関係者が協働のもとに、食育に関する取組を総合的、計画的に推進する。

(2) 計画の位置づけ

くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)、その他関連計画等との整合を図る。

第1章 食をめぐる現状と課題

平均寿命と健康寿命の差があることや、生活習慣病が死因の約5割、受療の約3割を占めること等から、食育を通じた生活習慣病予防や低栄養予防を行い、健康寿命を延伸させることが必要

少子高齢化が進み、子どもや高齢者の孤食や食生活の乱れなど食を取り巻く社会環境が変化中、家庭や地域のコミュニケーションを活用した食育の取組や、関係者が協働で食育を推進していくための食育ネットワークの強化が必要

約4割の県民が食の安全安心に不安を抱えており、生産、加工、流通、消費のそれぞれの場面において、安全に配慮した食や表示等の情報が適切に提供され、県民の食生活に活用されることが必要

外食や弁当惣菜等を利用している県民が増えている中、多様なライフスタイルや県民の健康状態などに合った料理や食事が、県民の身近な場所で提供されるよう、外食、中食等の食環境整備を進めることが必要

第2章 計画の基本的考え方

【目指す姿】

人生100年時代を健康で心豊かに生きるための食（食生活・食文化・食環境）を育むくまもと

【重点事項】

- (1) 子どものころからの生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (2) 持続可能な食を支える食育の推進

【基本施策】

- (1) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (2) 子どもや若い世代を中心とした食育の推進
- (3) 多様な関係者の連携・協働の強化による食育の推進
- (4) 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進

【基本視点】

- (1) 食は命と健康の基本(生涯食育)
- (2) 県民及び多様な関係者の協働による食育
- (3) 地域に根ざした食育
- (4) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育

第3章 具体的な施策展開

1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

(1) 健康づくりや生活習慣病予防のための食育の推進

- ・食育月間等における普及啓発(主菜、副菜を揃えて食べる、野菜摂取量を増やす、減塩等)
- ・「熊本県民食生活指針」を活用した普及啓発
- ・食品の栄養成分表示等の活用方法について普及啓発

(2) 高齢者の健康づくりのための食育の推進

- ・「熊本県民食生活指針」を活用した高齢者の食を通じた健康づくりに関する普及啓発
- ・食生活改善推進員等による高齢者の食生活改善のための講習会等の活動支援
- ・住民主体の「通いの場」の普及拡大を支援する等、フレイル予防の観点から踏まえた介護予防の取組の充実。

(3) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供

- ・自然と健康になれる食環境整備の推進(栄養成分表示やヘルシーメニュー提供等に取り組む飲食店等の認定制度「くま食健康マイスター店」の指定促進、「野菜くまもり運動」や減塩の取組等)
- ・食品の栄養成分表示等の適正表示推進のための監視・指導強化

2 子どもや若い世代を中心とした食育の推進

(1) 家庭や地域における食育の推進

- ・食育の考え方を理解し実践につなげるための「熊本県民食生活指針」を活用した啓発
- ・地域における共食の機会を活用した食育の取組への支援
- ・子ども食堂への食育研修等の実施

(2) 保育所、幼稚園、学校、職場等における食育の推進

- ・保護者等の相談対応及び関係職員等への研修開催による人材育成・確保
- ・各学校の食育担当者等を対象にした研修による実践的指導力の育成
- ・学校給食・食育研究推進校の実践の横展開による各学校の食育の推進
- ・「親の学び」講座の開催による保護者が学ぶ機会の提供
- ・職域との連携により、事業所の社員食堂等の場を活用した食育の推進

(3) 伝統的な食文化の保護・継承

- ・新たな「食の名人」発掘による全市町村複数人以上の設置
- ・「くまもと食文化アドバイザー」による技術指導や交流会等の開催による「食の名人」の技術向上と技術の伝承
- ・若い世代に向けた「食の名人」による出前講座実施

3 多様な関係者の連携、協働の強化による食育の推進

(1) 食の取組共有の場の提供と連携の強化

- ・食育推進連携会議等の開催による情報共有及び連携の強化

(2) 食に携わる人材の育成と体制整備

- ・市町村管理栄養士等の配置促進、市町村食育推進計画の策定及び進捗管理の支援
- ・熊本県行政栄養士育成指針に基づいた行政栄養士研修の実施
- ・特定給食施設等の計画的な巡回指導及び集団指導の実施
- ・食生活改善推進員等のボランティア育成及び活動支援

(3) 食に関する調査研究、情報の発信

- ・大学や関係機関等との連携による調査実施、情報収集及び情報発信

4 安全安心な暮らしを支える食環境の整備の促進

(1) 健康に配慮したメニュー及び食品表示等情報の提供(再掲)

(2) 環境及び安全安心に配慮した食育の推進

- ・食の安全及び食品表示制度に関する講習会実施
- ・消費者・事業者・行政担当者等のリスクコミュニケーション推進
- ・食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」の推進

(3) 地産地消の推進

- ・県民参加型の地産地消の取組による消費行動の増加及び県産品の持続的な消費の推進
- ・環境センターの環境学習や管内展示、料理体験イベントにおける地産地消の推進

(4) 災害時の食を守る取組の推進

- ・「災害時栄養管理ガイドライン」を活用した平時の体制整備の推進
- ・家庭における非常食料等の備蓄に関する普及啓発
- ・特定給食施設等における災害時の食事提供体制強化に向けた支援